



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 3 8 号 令和 2 年 9 月 4 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 5 1	令和 2 年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
5 5 2	令和 2 年 9 月徳島県議会定例会を招集する件	財政課
5 5 3	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
5 5 4	同	同
5 5 5	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
5 5 6	同	同
5 5 7	同	同

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

徳島県告示第五百五十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、令和二年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和二年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第二回	令和二年九月七日（月曜日）まで	令和二年九月十六日（水曜日）	筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定
第四回	同	令和二年九月十七日（木曜日）	同

備考 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名称	位置
第三回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八
第四回	同	同

三 応募資格

日本国籍を有し、令和二年十一月一日又は令和三年三月一日若しくは四月一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（ただし、三十二歳の者は、採用予定月の初日から起算して三月を経過する日の属する月の翌月の末日現在において三十三歳に達していないこと）で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他

四 の団体を結成し、又はこれに加入した者
採用予定月

五 令和二年十一月又は令和三年三月若しくは四月
志願票の受領及び提出先
志願票は、各市町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し
、提出すること。

徳島県告示第五百五十二号

令和二年九月徳島県議会定例会を次のとおり招集する。

令和二年九月四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 期日 令和二年九月十一日

二 場所 徳島市 徳島県庁

徳島県告示第五百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年九月四日から令和三年一月四日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称)ダイレックス新鴨島店
 所在地 吉野川市鴨島町鴨島二二二番七ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号	原田 健
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	多田 高志

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和三年四月二十六日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、二六九平方メートル
- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要		
	施設に関する事項	駐車場の自動	
施設の運営方法に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	五十三台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	七〇平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	一・四立方メートル
	小売業を行う者の開店時刻	午後九時	
	小売業を行う者の閉店時刻	午後十時	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後十時三十分まで	
駐車場の自動	出入口の数	二箇所	

	車の出入口	位置
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和二年八月二十五日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課
- 2 縦覧の期間 令和二年九月四日から令和三年一月四日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
 - 郵便番号七七 八五七
 - 徳島市万代町一丁目一番地
 - 徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
 - 電話番号 八八 六二一 二三六九
- 2 意見書に記載すべき事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年九月四日から令和三年一月四日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目一番地一	辻田 泰徳

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 くすりのレディ万代店

所在地 徳島市万代町五丁目一〇 九ほか

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目三番三三号	辻田 泰徳

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目一番地一	辻田 泰徳

4 変更年月日

令和二年六月一日

二 届出年月日

令和二年八月十三日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和二年九月四日から令和三年一月四日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二二六九

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 意見の内容
- (三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百五十五号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（航空レーザ測深（陸部及び水部の地形測量））	吉野川中流域	令和二年八月三日から 令和三年一月二十九日まで

徳島県告示第五百五十六号

国土交通省四国地方整備局四国技術事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（三次元データ計測）	徳島県の一部	令和二年九月一日から 令和三年二月二十六日まで

徳島県告示第五百五十七号

阿南市長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（阿南市都市計画図修正）	阿南市内	令和二年八月一日から 令和二年十二月二十一日まで

公 告

鳴門病院労働組合からコロナ感染症患者受入れ等に関する要求に関して令和二年九月七日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和二年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳴門市撫養町黒崎字小谷三二

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場